第74回定時株主総会の招集に際しての電子提供措置事項

業務の適正を確保するための体制…… 1
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要…… 5
連結持分変動計算書…… 7
連結計算書類の連結注記表…… 8
株主資本等変動計算書…… 32
計算書類の個別注記表…… 33

株式会社 クレディセゾン

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

業務の適正を確保するための体制

目的

本基本方針は、会社法第362条第５項に基づき、代表取締役により具体的に実行されるべき当社の内部統制システムを構築する上で、代表取締役が遵守すべき基本方針を明らかにするとともに、会社法施行規則第100条に定める同システムの体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を定めるものである。

本基本方針に基づく内部統制システムの構築は、可及的速やかに実行すべきものであり、かつ、内部統制システムについての不断の見直しによって、その改善を図り、もって効率的で適法な企業体制を維持することを目的とする。

(1) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法第362条第４項第６号)

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるため、取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款遵守体制の確立に努める。また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と精度の向上に努めることとする。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(会社法施行規則第100条第１項第１号)

① 取締役の職務執行にかかる情報（取締役会議事録、稟議書、決裁書等）は文書等で記録し、「情報管理基本規程」その他の社内規程に基づき保存・管理するものとする。

② 各取締役及び各監査役が前項の情報の閲覧を要求した場合には、速やかに当該要求に対応できる体制を整える。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(会社法施行規則第100条第１項第２号)

① リスク管理については、「リスク管理規程」及び「損失の危険の管理に関する規程」を定めるとともに、リスク管理委員会及びリスク管理を所管する組織を中心として、リスク顕在化の抑止及びリスク顕在化による当社への影響の極小化に努める。また、対処すべきリスクが顕在化又はそのおそれがあることが明確になった場合は、「危機管理規程」に基づき、迅速な対応及び会社機能の早期回復に努める。

② 前項のために、「リスク管理規程」、「損失の危険の管理に関する規程」及び「危機管理規程」の関係者に対し定期的な社内教育・訓練を行う。取締役会は定期的にこれらを点検し、是正・改善を指示することにより、リスク管理体制の維持に努める。

③ 大規模災害等の緊急事態発生に備え、重要業務の継続及び事業中断リスクを可能な限り低減するための対応策を講じ、有事における経営基盤の安定性確保に努める。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第１項第３号)

① 取締役の業務執行が適切に行われるよう、取締役会は「取締役会規程」に基づき運営する。

② 取締役及び執行役員は、管掌又は担当する部門の業務執行が効率的に行われるよう、「組織・業務分掌規程」、「職務権限規程」「ビジネス戦略委員会規程」等に基づき、適切に管理、監督する。

③ 当社は、経営環境の変化に、より迅速に対応し、取締役会が経営・監督機能に専念できる環境を整えることで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、執行役員制度を導入し、経営一般に関する事項や取締役会決議事項について事前に審議、報告する機関として、「執行役員会」を設置する。

④　当社は、取締役会の効率的な運営と経営戦略やコーポレート・ガバナンスのための議論を充実させることを目的に、取締役会から委任を受けた範囲で決議を行う「ビジネス戦略委員会」を設置する。
⑤　「ビジネス戦略委員会」の運営と決議事項は「ビジネス戦略委員会規程」を定め、適正な職務執行を図る。

(5)　当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第１項第４号)
①　法令・定款及び「コンプライアンス規程」等の社内規程を遵守した職務執行のため、コンプライアンス委員会及びコンプライアンスを所管する組織を中心として、定期的な社内教育を通じて社員へ諸規程及び遵守体制の周知徹底を図る。
②　法令・定款及び社内規程等に違反した事例を発見した場合の通報窓口は、「コンプライアンス相談窓口」とする。コンプライアンス委員会は、通報案件について遅滞なく取締役会及び監査役会に報告し、当該違反の早期解決を図るものとする。
③　社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力からの被害を防止するため、反社会的勢力に屈せず、正義をもって臨むことを当社の行動基準に明記し、すべての社員がこの行動基準を遵守するよう周知徹底を図る。また、「特殊暴力防止対策連合会」、「暴力団追放運動推進都民センター」への加盟や警察等関連機関との連携により、反社会的勢力による不当要求等には総務を所管する組織を中心として毅然と対応する。
④　執行役員規程及び執行役員会規程等を整備し、執行役員の適正な職務執行を図る。

(6)　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第１項第５号)
①　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
　当社が定める「関係会社規程」及び子会社と締結する「グループ経営に関する取り決め書」に基づき、関係会社を所管する組織を中心として、子会社の取締役会への出席や、子会社の取締役会議事録等の関係資料やその他経営上の重要事項について遅滞なく報告を受ける。
②　子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
　子会社のリスク管理については、「損失の危険の管理に関する規程」、「リスク管理規程」に基づき、子会社に係る損失回避・適正化のための環境整備を関係会社を所管する組織が担うとともに、リスク管理を所管する組織が子会社に対して、当社のリスク管理態勢との連携を図り、リスク顕在化の抑止及びリスク顕在化による当社への影響の極小化に努める。
③　子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
　子会社の自主独立運営による事業の発展を図ることを基本としつつ、グループ戦略に基づく、グループ全体の利益、最適化を考え、グループ企業価値への貢献を最優先に考える経営を実現するため、子会社の経営上の重要事項については「関係会社規程」、「グループ経営に関する取り決め書」で事前協議事項を定め、「職務権限規程」等に基づき必要に応じて意思決定を行う。また、関係会社を所管する組織が子会社の業務執行状況の監督・情報共有を行い、子会社における業務執行の効率性を確保することに努める。
④　子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
　当社監査を所管する組織が子会社の監査部門と連携し、必要に応じて監査を実施し、業務執行の適正性についてモニタリングを行う。また、法令・定款及び社内規程に違反した事例を発見した場合の通報窓口として、「グループ内ホットライン」を設置し、当該違反の早期解決に役立て、子会社の業務の適

正性を確保することに努める。

(7) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(会社法施行規則第100条第３項第１号)
① 監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という）は、監査役の職務を補助する。
② 前項の補助使用人の具体的な人員、職務内容については、監査役会との協議により決定する。

(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
(会社法施行規則第100条第３項第２号・第３号)
① 補助使用人の人事（異動・考課等）は、監査役会の同意を必要とする。
② 前項の補助使用人は、内部監査業務以外の当社の業務執行にかかる職務を兼務しない。また、当社は監査役の補助使用人に対する指揮命令権を不当に制限しない。

(9) 当社の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第３項第４号)
① 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
ａ．取締役、執行役員及び社員は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告しなければならない。
ｂ．取締役、執行役員及び社員は、事業、組織に重大な影響を及ぼす決定、事件・事故、業務トラブル等の発生事実及び社内監査の実施結果を職制を通じて遅滞なく監査役会に報告する。
② 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
ａ．関係会社を所管する組織は、子会社から報告を受けた取締役会議事録等の関係資料やその他経営上の重要事項について、監査役へ報告を行う。また、子会社の役員及び社員は、必要に応じて当社の監査役に報告することができる。
ｂ．子会社の役員及び社員は、職務執行に関して重大な法令･定款違反もしくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、「グループ内ホットライン」又は関係会社を所管する組織に報告することができる。コンプライアンスを所管する組織及び関係会社を所管する組織は、提供された情報をコンプライアンス委員会等で的確に処理するとともに、監査役へ報告を行う。

(10) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第３項第５号)
当社は、前号の監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止する。また、前号の通報窓口への情報提供者が一切の不利益を被らないことを「コンプライアンス規程」で定めるとともに、「私たちのコンプライアンス」を通じて社員に周知徹底する。

(11) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第３項第６号・第７号)
① 監査役は、重要な意思決定及び業務の執行状況を把握するため重要な会議体に出席するとともに、必要に応じて調査・報告を求めることができる。

② 監査役会は、必要に応じて代表取締役社長と意見交換を行うほか、会計監査人と定期的に意見交換会を開催する。
③ 監査役会との情報共有を密にするために、企画を所管する組織、リスク管理を所管する組織及び監査を所管する組織との連携を図る。
④ 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をした場合には、予算管理部門である企画を所管する組織を中心に費用の妥当性を審議・検証の上、速やかに当該費用を処理する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組みの状況

取締役会は、独立社外取締役４名を含む取締役12名（※）で構成され、独立社外監査役２名を含む監査役３名（※）も出席しております。

取締役会は19回開催し、業務執行が適切に行われるよう、「取締役会規程」に基づき運営しております。各議案についての、審議、業務執行の状況等の監督を行い、社外取締役を含め、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等も適切に管理しております。

執行役員会は19回開催し、取締役会で策定された事業年度の経営方針に対する業務執行状況を報告、審議することによる業務執行の方針決定の迅速化や次期中期経営計画策定に向けた事業戦略等を報告、審議することで取締役会における効率的な意思決定を可能にしております。

ビジネス戦略委員会は、全業務執行取締役と全常務執行役員、専門的な知見を有する部署の執行役員等で構成されており、新規事業、新商品又は新サービスや個別投融資等の決議を伴うものとしては34回開催し、取締役会から委任を受けた範囲で、合議制による戦略的かつ実効的な議論を経た上で決議を行うことで、業務執行の効率化を図っております。

(2) 損失の危険の管理に対する取組みの状況

リスク管理委員会を４回開催し、当社に関わるリスク顕在化の抑止及び当社の主要な損失の危険について、各責任部署から定期的に報告を受けるとともに、協議を行い、リスク管理状況を確認いたしました。有事の危機管理においては、第一報を受けた際は危機管理委員会を中心として、円滑に危機管理体制を構築する仕組みを整備し、適切に対応しております。

事業領域拡大に伴い、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性について検証し、海外子会社を含めて内部統制の有効性の評価を実施いたしました。

また、昨今の標的型攻撃をはじめとしたサイバー攻撃に対応するため、脅威の起点となる端末の更改、ネットワークの改善を行うとともに、セキュリティの全社的な態勢強化に取り組むほか、情報管理に係る規程類を見直し、情報資産の重要性について社内教育を継続的に実施しております。

(3) コンプライアンスに対する取組みの状況

コンプライアンス委員会を４回開催し、コンプライアンスに関する社内教育及び内部通報内容をはじめとする重点確認事項に対し、報告及び協議を行い、管理状況を確認いたしました。

コンプライアンスを所管する組織を中心として、コンプライアンス研修を実施し、社員へ諸規程及び遵守体制の周知徹底を図りました。また、部門ごとに業務特性に応じたコンプライアンス教育を定期的に行い、コンプライアンス委員会にて実施状況を確認いたしました。

当社は、「コンプライアンス規程」を整備したうえで、法令・定款及び社内規程に違反した場合の通報窓口として「コンプライアンス相談窓口」を運用しており、問題の早期発見と改善措置に取り組みました。

また、反社会的勢力に屈せず、正義をもって臨むことを当社の行動基準に明記し、すべての社員がこの行動基準を遵守するよう周知徹底を図り、当社の総務を所管する組織を中心に警察等の外部専門機関や関連団体との情報交換を継続的に実施いたしました。

(4)　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正の確保に対する取組みの状況

当社子会社の経営管理につきましては、当社が定める「関係会社規程」及び子会社と締結する「グループ経営に関する取り決め書」等に基づき、国内子会社の経営管理体制は、当社の関係会社を所管する組織を中心に整備、統括し、海外子会社の経営管理体制は、海外関係会社を所管する組織が情報収集を行った上で、関係会社を所管する組織に報告することで、関係会社を所管する組織が整備、統括しております。また、当社の取締役、執行役員、監査役、関係会社を所管する組織の所属長、又はその代理者を関係会社の取締役、監査役、又はオブザーバーにすることで、子会社の取締役会への出席や子会社の取締役会議事録等の関係資料その他経営上の重要事項について遅滞なく報告を受ける体制を確保しております。

また、当社の監査を所管する組織が子会社の監査部門と連携し、必要に応じて子会社に対する監査を実施しており、モニタリングを行っております。法令・定款及び社内規程に違反した事例を発見した場合の通報窓口として、「グループ内ホットライン」を設置し、当該違反の早期解決に役立て、子会社の業務の適正性を確保しております。

(5)　監査役監査の実効性の確保に対する取組みの状況

監査役会は、独立社外監査役２名を含む監査役３名（※）で構成されております。監査役会は16回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。監査役は、経営の適法性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、監査役は、取締役会、経営会議等の重要な会議に出席するだけでなく、リスクマネジメント、コンプライアンス全般に関する監査及び助言を行うことにより、各取締役の職務執行について、厳正な監視を実施いたしました。

なお、監査を所管する組織に監査役の業務補助を行う人員を１名置くこととし、監査役の指揮命令に基づき、職務執行の補助を行っております。

（※）2024年３月31日現在

連結持分変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位　百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	合計		
2023年４月１日時点の残高	75,929	83,560	481,163	△62,668	20,317	598,301	1,739	600,041
当期利益			72,987			72,987	298	73,285
その他の包括利益					20,982	20,982	14	20,997
当期包括利益	－	－	72,987	－	20,982	93,969	312	94,282
自己株式の取得				△2,821		△2,821		△2,821
自己株式の処分		△2,173		17,669		15,495		15,495
株式に基づく報酬取引		276		53		330		330
配当金			△10,948			△10,948	△93	△11,041
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替			△593		593	－		－
子会社の支配獲得に伴う変動						－	297	297
子会社の支配喪失に伴う変動						－	78	78
支配継続子会社に対する持分変動		11,474			△783	10,691	10,222	20,913
その他		41	△5			35		35
所有者との取引額合計	－	9,618	△11,547	14,901	△189	12,782	10,505	23,287
2024年３月31日時点の残高	75,929	93,178	542,602	△47,767	41,110	705,053	12,558	717,611

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	39社
主要な連結子会社の名称	㈱セゾンファンデックス、セゾン債権回収㈱、セゾン投信㈱、㈱ファンデックス債権回収、㈱セゾンパーソナルプラス、㈱セゾンリアルティ、㈱コンチェルト、㈱セゾンパートナーズ、(同)エル・ブルー、Saison International Pte. Ltd.、Kisetsu Saison Finance (India) Pvt. Ltd.、Saison Capital Pte. Ltd.、PT. Saison Modern Finance、Saison Investment Management Pte. Ltd.、Credit Saison Brazil Participações Ltda.、Credit Saison Mexico S.A. de C.V., SOFOM E.N.R.

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数	51社
主要な会社等の名称	㈱セゾン情報システムズ、出光クレジット㈱、りそなカード㈱、静銀セゾンカード㈱、大和ハウスフィナンシャル㈱、髙島屋ファイナンシャル・パートナーズ㈱、㈱セブンＣＳカードサービス、㈱イープラス、スルガ銀行㈱、HD SAISON Finance Co., Ltd.

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社の決算日が当社の決算日と異なる場合には、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく子会社の財務数値を用いております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 金融資産等の評価基準及び評価方法

(a) 金融資産

① 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について純損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、償却原価で測定する金融資産に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、金融資産に関する契約の当事者となった取引日に当該金融資産を認識しております。

すべての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しております。

金融資産は、以下の要件をいずれも満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

(ⅰ) 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

(ⅱ) 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

償却原価で測定する金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定する金融資産に分類しております。

公正価値で測定する資本性金融資産については、個々の資本性金融資産ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しております。

公正価値で測定する負債性金融資産については、以下の要件をいずれも満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。

(ⅰ) 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて保有されている。

(ⅱ) 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

なお、営業投資有価証券は、純投資目的の株式、投資信託、組合出資金等であり、投資有価証券は、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有している株式、投資信託、組合出資金等であります。

② 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて次のとおり測定しております。

(ⅰ) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価で測定しております。

(ⅱ) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産については、公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止又は分類変更が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止を行う際には、過去に認識したその他の包括利益を純損益に振り替えております。

(ⅲ) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、公正価値の変動額は、純損益として認識しております。

(ⅳ) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

資本性金融資産のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。

なお、当該金融資産からの配当金については、その他の収益に純損益として認識しております。

③ 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合において、金融資産の認識を中止しております。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識しております。

④ 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

当社グループは、期末日時点で金融資産にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増加していない場合には、期末日後12ヶ月以内の生じうる債務不履行から生じる予想信用損失（12ヶ月の予想信用損失）により貸倒引当金の額を算定しております。この場合、債務不履行となる確率、その後の回収率、その他合理的に利用可能な将来予測情報等をもとに将来12ヶ月の予想信用損失を集合的に見積もって当該金融資産にかかる貸倒引当金の額を算定しております。

一方で、期末日時点で金融資産にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増加している場合には、当該金融資産の予想存続期間にわたるすべての生じうる債務不履行から生じる予想信用損失（全期間の予想信用損失）により貸倒引当金の額を算定しております。この場合、債務不履行となる確率、将来の回収可能価額、その他合理的に利用可能な将来予測情報等をもとにその金融資産の回収にかかる全期間の予想信用損失を見積もって当該金融資産にかかる貸倒引当金の額を算定しております。なお、契約上の支払の期日経過が30日超である場合には、原則として信用リスクの著しい増加があったものとしておりますが、信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報を考慮しております。

ただし、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（以下、「IFRS第15号」という。）の範囲に含まれる取引から生じた営業債権であって重大な金融要素を含んでいない金融資産については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

当社グループでは主として、債権について契約上の支払の期日経過が90日以上となる場合に債務不履行とみなしており、債務不履行と判断された債権を信用減損が発生したものとしております。

当社グループは、ある金融資産の全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しております。

(b) 金融負債

① 当初認識及び測定

当社グループは、デリバティブと金融保証負債を除く金融負債について、償却原価で測定する金融負債に分類しております。この分類は、当初認識時に決定しております。

当社グループは、発行した負債証券を、その発行日に当初認識しております。その他の金融負債は、すべて当該金融負債の契約の当事者になる取引日に当初認識しております。

当該償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しております。

② 事後測定

デリバティブと金融保証負債を除く金融負債については、当初認識後、実効金利法による償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用に当期の純損益として認識しております。

③ 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅したとき、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消、又は失効となったときに金融負債の認識を中止しております。

(c) 金融資産及び金融負債の表示

金融資産及び金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に行う意思を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(d) デリバティブ及びヘッジ会計

当社グループは、金利リスクや為替リスクをそれぞれヘッジするために、金利スワップ等のデリバティブを利用しております。これらのデリバティブは、契約が締結された時点の公正価値で当初認識され、その後も公正価値で再測定しております。

当社グループは、ヘッジ開始時に、ヘッジ会計を適用しようとするヘッジ関係並びにヘッジを実施するに当たってのリスク管理目的及び戦略について、公式に指定及び文書化を行っております。当該文書は、具体的なヘッジ手段、ヘッジ対象となる項目又は取引並びにヘッジされるリスクの性質及びヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値又はキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーを相殺するに際してのヘッジ手段の公正価値変動の有効性の評価方法などを含んでおります。

具体的には、以下の項目をすべて満たす場合に、ヘッジが有効と判断しております。

(ⅰ) ヘッジ対象とヘッジ手段との間に経済的関係があること。

(ⅱ) 信用リスクの影響が、当該経済的関係から生じる価値変動に著しく優越するものではないこと。

(ⅲ) ヘッジ関係のヘッジ比率が当社グループが実際にヘッジしているヘッジ対象の量と当社グループがヘッジ対象の当該量を実際にヘッジするのに使用しているヘッジ手段の量から生じる比率と同じであること。

当社グループは、ヘッジ関係が将来に向けて有効であるかどうかを継続的に評価しております。ヘッジの非有効部分が生じる原因としては、ヘッジ手段の価値変動がヘッジ対象の価値変動を上回る又は下回る場合があります。

ヘッジ比率については、ヘッジ対象とヘッジ手段の経済的関係及びリスク管理戦略に照らして適切に設定しております。

ヘッジ関係についてヘッジの有効性の要求に合致しなくなったものの、リスク管理目的に変更がない場合は、ヘッジ関係が再び有効となるようヘッジ比率を再調整しております。また、ヘッジ関係についてリスク管理目的が変更された場合は、ヘッジ会計の適用を中止しております。

ヘッジ会計に関する要件を満たすヘッジは、次のように分類し、会計処理しております。

① 公正価値ヘッジ

デリバティブの公正価値変動は、連結損益計算書において純損益として認識しております。ヘッジされるリスクに起因するヘッジ対象の公正価値変動については、ヘッジ対象の帳簿価額を修正し、連結損益計算書において純損益として認識しております。

② キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち、有効部分は連結財政状態計算書においてその他の資本の構成要素として直接認識し、非有効部分は直ちに連結損益計算書において純損益として認識しております。

その他の包括利益に計上されたヘッジ手段に係る金額は、ヘッジ対象である取引が純損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。

予定取引又は確定約定の発生がもはや見込まれない場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積損益を純損益に振り替えております。ヘッジされた将来キャッシュ・フローの発生がまだ見込まれる場合には、従来その他の包括利益を通じて資本として認識されていた金額は、当該将来キャッシュ・フローが発生するまで引き続き資本に計上しております。

(e) 金融保証負債

金融保証契約とは、負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従った期日が到来しても、特定の債務者が支払を行わないために保証契約保有者に発生する損失を契約発行者が当該保有者に対し補填することを要求する契約であり、収益は保証残高に保証料率を乗じて計上しております。

金融保証負債は当初契約時点において、公正価値で測定しております。当初認識後は、以下のいずれか高い方で測定しております。

(ⅰ) 上記「(a)金融資産④金融資産の減損」に従って算定した貸倒引当金の額

(ⅱ) 当初測定額からIFRS第15号の原則に従って認識した収益の累計額を控除した額

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。取得原価は、主として個別法に基づいて算定しております。

(3) 有形固定資産の評価基準、評価方法並びに減価償却の方法

(a) 認識及び測定

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には資産の取得に直接関連する支出と解体、除去及び原状回復費用等が含まれております。有形固定資産の処分損益は、処分により受け取る金額と有形固定資産の帳簿価額とを比較し、純額で純損益として認識しております。

(b) 減価償却

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、主として定額法によって純損益として認識しております。土地及び建設仮勘定は償却しておりません。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は次のとおりであります。

・建物　　39～50年
・その他　　５～６年

減価償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、期末日ごとに見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(4) 投資不動産の減価償却方法

投資不動産は、賃料収入、キャピタル・ゲイン、又はその両方を得ることを目的として保有する不動産（建設中の不動産を含む）であります。投資不動産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

減価償却費は償却可能価額をもとに算定しております。償却可能価額は、資産の取得価額又は取得価額に準ずる額から残存価額を差し引いて算出しております。減価償却は、土地以外の各資産の見積耐用年数にわたり、主として定額法によって純損益として認識しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は次のとおりであります。

・投資不動産　　９～50年

処分時点、又は、投資不動産が恒久的に使用されなくなり、処分による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、投資不動産の認識を中止いたします。正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定される投資不動産の認識の中止により生じる利得又は損失は、認識を中止する時点で純損益として認識いたします。

(5) 無形資産（のれんを除く）の評価基準、評価方法並びに償却の方法

個別に取得した無形資産は、原価モデルを採用し、取得価額から償却累計額及び減損損失累計額を控除して測定しております。なお、資産に計上すべき借入コストが含まれております。

のれん及びソフトウエア仮勘定を除く無形資産の償却は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法によって純損益として認識しております。

主要な資産項目ごとの見積耐用年数は次のとおりであります。

・ソフトウエア　　５～15年
・その他　　５～10年

償却方法、見積耐用年数及び残存価額は、期末日ごとに見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

(6) リース

(a) 借手リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定の金額に開始日以前に支払ったリース料、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法により費用として認識しております。

(b) 貸手リース

当社グループは、リースをオペレーティング・リース又はファイナンス・リースのいずれかに分類しております。原資産の所有に伴うリスクと経済的価値のほとんどすべてを移転する場合には、ファイナンス・リースに分類し、原資産の所有に伴うリスクと経済的価値のほとんどすべてを移転するものではない場合には、オペレーティング・リースに分類しております。

ファイナンス・リース取引においては、リース開始日に、ファイナンス・リースに基づいて所有している資産を連結財政状態計算書に認識し、それらを正味リース投資未回収額に等しい金額で債権として計上しております。

オペレーティング・リース取引においては、対象となる資産を連結財政状態計算書に計上しており、受取リース料は連結損益計算書においてリース期間にわたって定額法により収益として認識しております。

(7) のれんに関する事項

当社グループは、のれんを取得日時点で測定した被取得企業に対する非支配持分の認識額を含む譲渡対価の公正価値から、取得日時点における識別可能な取得資産及び引受負債の純認識額（通常、公正価値）を控除した額として当初測定しております。

のれんの償却は行わず、毎期又は減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

のれんの減損損失は連結損益計算書において認識され、その後の戻入れは行っておりません。

また、のれんは連結財政状態計算書において、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で表示しております。

(8) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候の有無にかかわらず回収可能価額を毎年同じ時期に見積っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割引いております。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しております。のれんの減損テストを行う際には、のれんが配分される資金生成単位を、のれんが関連する最小の単位を反映して減損がテストされるように統合しております。企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーが得られると期待される資金生成単位に配分しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。その他の資産については、過去に認識した減損損失は、期末日ごとに損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しております。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を上限として戻入れております。

(9) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。貨幣の時間価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割引いております。時の経過に伴う割引額の割戻しは純損益として認識しております。

(a) ポイント引当金

当社グループは、クレジットカードの主な特典として、カードショッピングの利用額に応じて、幅広いアイテムに交換可能なポイントプログラムを提供しております。会員へ付与されたポイントに有効期限はありません。

当社グループでは、将来のポイント交換により発生すると予想される費用を、期末のポイント残高を基礎に将来交換が見込まれるポイント残高を見積り、それにポイント単価を乗じて、ポイント引当金として負債に計上しております。

(b) 利息返還損失引当金

利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

(c) その他の引当金

その他の引当金には、資産除去債務、商品券回収損失引当金等が含まれており、これらは、個別にみて重要なものはありません。

(10) 従業員給付

(a) 確定拠出型年金制度

当社グループは、確定拠出型年金制度を採用しております。確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的又は推定的債務を負わない退職後給付制度となっております。確定拠出型年金制度の拠出額は、従業員がサービスを提供した期間に、純損益として認識しております。

(b) 短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払う法的もしくは推定的な債務を負っており、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として認識しております。

(11) 収益の計上基準

当社グループは、カードビジネスを中核にネットビジネスやリース事業、ファイナンス事業など複数のビジネスを行っており、ペイメント事業、リース事業、ファイナンス事業、不動産関連事業、グローバル事業、エンタテインメント事業の６つの報告セグメントに分割しております。セグメントごとの収益の認識基準は次のとおりであります。

(a) ペイメント事業

ペイメント事業は、カードショッピング、カードキャッシング、証書ローン、プロセシング・他社カード代行、業務代行などのサービスを提供しております。各サービスの収益認識基準は次のとおりであります。

① カードショッピング

(ⅰ) 加盟店手数料

顧客である加盟店との契約に基づき、役務の提供が完了し、履行義務が充足されるクレジットカード利用時に収益を認識しております。

(ⅱ) 顧客手数料
主にカード会員がリボルビング払い等の利用に応じて発生する手数料であり、注記「5．会計方針に関する事項(1)金融資産等の評価基準及び評価方法(a)金融資産②事後測定」に記載しているとおり、IFRS第９号「金融商品」（以下、「IFRS第９号」という。）に基づき実効金利法にて収益認識しております。

(ⅲ) 年会費等
顧客であるカード会員との契約に基づき、会費の期間に応じて履行義務が充足されるため、期間に応じて収益を認識しております。

② カードキャッシング
当社グループが発行するクレジットカード又はローン専用カードによるカード会員のキャッシング利用に応じて発生する手数料であり、注記「5．会計方針に関する事項(1)金融資産等の評価基準及び評価方法(a)金融資産②事後測定」に記載しているとおり、IFRS第９号に基づき実効金利法にて収益認識しております。

③ 証書ローン
当社グループがカードキャッシング以外で直接会員又は顧客に金銭を貸し付ける取引から生じる手数料であり、注記「5．会計方針に関する事項(1)金融資産等の評価基準及び評価方法(a)金融資産②事後測定」に記載しているとおり、IFRS第９号に基づき実効金利法にて収益認識しております。

④ プロセシング・他社カード代行及び業務代行
プロセシング・他社カード代行は、当社がプロセシング業務や当社ATM機の利用について提携している業務であり、提携会社より手数料を得ております。また、業務代行は、債権回収事業や人材派遣事業であり、こちらも提携会社より手数料を得ております。これらの手数料については、契約ごとに役務の提供が完了した際に履行義務が充足されるため、その時点で収益を認識しております。

(b) リース事業
IFRS第16号「リース」（以下、「IFRS第16号」という。）に基づいて収益を計上しております。注記「5．会計方針に関する事項(6)リース(b)貸手リース」に記載しております。

(c) ファイナンス事業
① 信用保証
提携金融機関が行っている融資に関して、当社グループが債務を保証する取引から生じる手数料であり、IFRS第９号に基づき収益認識しております。注記「5．会計方針に関する事項(1)金融資産等の評価基準及び評価方法(e)金融保証負債」に記載しております。

② ファイナンス関連
当社グループが直接顧客に金銭を貸し付ける取引から生じる手数料及び債権管理業務等から生じる手数料で構成されております。当社グループが直接顧客に金銭を貸し付ける取引から生じる手数料は、注記「5．会計方針に関する事項(1)金融資産等の評価基準及び評価方法(a)金融資産②事後測定」に記載しているとおり、IFRS第９号に基づき実効金利法にて収益認識しております。債権管理業務等から生じる手数料は、契約ごとに役務の提供が完了した際に履行義務が充足されるため、その時点で収益を認識しております。

(d) 不動産関連事業
不動産事業については、不動産物件の引渡時に履行義務が充足されるため、その時点で収益を認識しております。また、不動産賃貸事業については、IFRS第16号に基づいて収益を計上しております。

(e) グローバル事業

① レンディング事業

主として顧客への貸し付けから生じる金利収益について、注記「5．会計方針に関する事項(1)金融資産等の評価基準及び評価方法(a)金融資産②事後測定」に記載しているとおり、IFRS第９号に基づき実効金利法にて収益認識しております。

② インベストメント事業

主として金融資産の投資から生じる損益について、注記「5．会計方針に関する事項(1)金融資産等の評価基準及び評価方法(a)金融資産②事後測定」に記載しているとおり、IFRS第９号に基づき公正価値の変動を収益認識しています。

(f) エンタテインメント事業

主としてアミューズメント事業を営む店舗における役務を提供した際に履行義務が充足されるため、その時点で収益を認識しております。

上記のうち、IFRS第９号に基づく利息及び配当収益及びIFRS第16号に基づくリース収益等を除く収益については、以下の５ステップアプローチに基づき、顧客への財又はサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。
ステップ２：契約における履行義務を識別する。
ステップ３：取引価格を算定する。
ステップ４：取引価格を契約における履行義務へ配分する。
ステップ５：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

なお、これらのビジネスから生じる収益のうち、IFRS第15号に基づき認識する収益については、顧客との契約に基づき計上しており、変動対価等を含む収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(12) 外貨換算

(a) 外貨建取引

外貨建取引は、取引日における為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。
期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に換算しております。
公正価値で測定する外貨建非貨幣性資産及び負債は、当該公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に換算しております。
換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産の換算により発生した為替差額は、その他の包括利益として認識しております。

(b) 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む）については期末日の為替レートで、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しております。
在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しております。
在外営業活動体が処分される場合には、在外営業活動体の換算差額に関連する金額は、処分損益の一部として純損益に振り替えます。

(会計方針の変更に関する注記)

当社グループは当連結会計年度より以下の基準を適用しております。

基準書	基準名	新設・改訂の内容
IAS第１号	財務諸表の表示	重要な（significant）会計方針ではなく、 重要性がある（material）会計方針の開示を要求する改訂
IAS第12号	法人所得税	リース及び廃棄義務に係る繰延税金の会計処理を明確化

上記基準書の適用による当社グループの連結計算書類に与える重要な影響はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

当連結会計年度より、「ペイメント事業」に含まれていた「グローバル事業」を独立した報告セグメントに変更しております。このセグメントの表示方法の変更を反映させるため、連結損益計算書において、「グローバル事業」の収益を区分掲記しております。なお、前連結会計年度の「グローバル事業」の収益は11,078百万円であります。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

営業債権及びその他の債権	3,344,573百万円
その他の金融資産	42,064百万円
有形固定資産	30,296百万円
使用権資産	15,828百万円
無形資産	138,569百万円
投資不動産	144,586百万円
繰延税金資産	34,337百万円
金融保証負債	8,484百万円
その他の金融負債	1,552百万円
ポイント引当金	127,947百万円
利息返還損失引当金	15,230百万円

上記の「営業債権及びその他の債権」及び「その他の金融資産」の金額は貸倒引当金が直接控除されたものであります。金額はそれぞれ、86,598百万円、13百万円であります。

重要な会計上の見積り及び仮定

IFRSに準拠した連結計算書類の作成に当たって、当社グループは、将来に関する見積り及び仮定の設定を行っております。会計上の見積りの結果は、その性質上、関連する実際の結果と異なる場合があります。翌連結会計年度における資産や負債の帳簿価額に重要な影響を生じさせるようなリスクを伴う見積り及び仮定は次のとおりであります。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが５類へ移行されたことに伴い、経済活動の回復、個人消費の持ち直しの動きが続いてはおりますが、新型コロナウイルス感染症対策として実施された実質無利子・無担保融資の返済が本格的に開始となり、また、企業倒産も増加していることから、今後も当社の保有する債権に対する信用リスクの悪化に伴う損失は増加していくものと考えられます。この影響は2029年３月期まで及ぶものと予想し、業績の悪化に備えるよう貸倒引当金の会計上の見積りを必要に応じて見直しております。

当該見積りは、現時点での最善の見積りであると判断しておりますが、見積りに使用した仮定の不確実性は高く、今後の新型コロナウイルス感染症の状況やそれに伴う経済状況の変化が発生した場合には、翌年度以降の連結計算書類において、当該見積りを見直す可能性があります。

(a) 償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産の減損（貸倒引当金及び金融保証負債）

当社グループは、償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産にかかる予想信用損失は、契約に従って受け取る契約上の将来キャッシュ・フローと、受け取ると見込んでいる将来キャッシュ・フローとの差額の現在価値について認識しております。

将来キャッシュ・フローの見積りに際しては、債務不履行となる確率や債務不履行後の債権回収率といった過去の情報だけでなく、合理的に予想される将来の事象等を考慮しております。具体的には、さまざまなマクロ経済変数が将来にかけて悪化すると見込まれ、当社グループの債権に対する債務不履行が増加すると予測される場合等には、予想信用損失と相関関係にあるGDP、完全失業率などのマクロ経済変数を利用して、債務不履行となる確率を調整しております。報告日ごとに直近のマクロ経済変数の将来予想値を入手し、見積りの変更要否を検討しております。

債務不履行となる確率、債務不履行後の債権回収率、マクロ経済変数を利用した経済環境の予測、マクロ経済変数と予想信用損失との相関関係の評価について、これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば、償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産の減損損失の金額が著しく異なる可能性があります。

(b) ポイント引当金

当社グループは、クレジットカードの主な特典として、カードショッピングの利用額に応じて、幅広いアイテムに交換可能なポイントプログラムを提供しております。会員へ付与されたポイントに有効期限はありません。

当社グループでは、将来のポイント交換費用の支出に備えるため、期末のポイント残高を基礎に将来交換が見込まれるポイントを見積り、それにポイント単価を乗じて、ポイント引当金として負債に計上しております。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば引当金の金額が著しく異なる可能性があります。

(c) 利息返還損失引当金

利息返還損失引当金は、将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。なお、今後の法的規制の動向等によって当該返還請求が予想外に増加及び減少した場合、現実の返還額と当初の見積りとの乖離が生じ、その結果、利息返還損失引当金が過大もしくは過小となる可能性があります。

(d) 非金融資産の減損

当社グループは、有形固定資産、使用権資産、のれんを含む無形資産及び投資不動産について、減損テストを実施しております。減損テストにおける回収可能価額の算定においては、資産の耐用年数、将来キャッシュ・フロー、税引前割引率及び長期成長率等について一定の仮定を設定しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果により影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(e) デリバティブを含む公正価値で測定する金融商品の公正価値の決定方法

当社グループが保有するデリバティブを含む公正価値で測定する金融資産及び金融負債は、同一の資産又は負債について、活発な市場における公表価格、当該資産又は負債について直接に又は間接に観察可能な前述の公表価格以外のインプットを使用して算定された公正価値、もしくは観察不能なインプットを含む評価技法によって算定された公正価値を用いて評価しております。特に、観察不能なインプットを含む評価技法によって算定される公正価値は、適切な基礎率、仮定及び採用する計算モデルの選択など、当社グループの経営者による判断や仮定を前提としております。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況の変化等により、金融商品の公正価値の算定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

金融商品の公正価値に関する内容及び金額については、金融商品に関する注記に記載しております。

(f) 繰延税金資産の回収可能性

当社グループは、ある資産及び負債の連結財政状態計算書上の帳簿価額と税務上の基準額との間に生じる一時差異に対して、繰延税金資産及び繰延税金負債を計上しております。当該繰延税金資産及び繰延税金負債の算定には、期末日において施行され、又は実質的に施行されている法令に基づき、関連する繰延税金資産が実現する時、又は繰延税金負債が決済される時において適用されると予想される税率を使用しております。繰延税金資産は、将来の課税所得を稼得する可能性が高い範囲内で、全ての将来減算一時差異及び全ての未使用の繰越欠損金及び税額控除について認識しております。将来の課税所得の見積りは、経営者により承認された事業計画等に基づき算定され、当社グループの経営者による主観的な判断や仮定を前提としております。当該前提とした状況の変化や将来の税法の改正等により、繰延税金資産や繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(連結財政状態計算書に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額　　31,737百万円

2. 資産から直接控除した貸倒引当金
　　営業債権及びその他の債権　　86,598百万円
　　その他の金融資産　　13百万円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保に係る債務	
種　類	期末残高	種　類	期末残高
営業債権及びその他の債権 (割賦売掛金) (ファイナンス・リース債権)	440,286百万円	社債及び借入金 (社債) (短期借入金) (長期借入金) (債権流動化借入金)	427,346百万円
棚卸資産(販売用不動産)	3,504百万円		
その他の金融資産(差入保証金)	211百万円	その他の金融負債(預り金)	116百万円
		その他の負債(前受金)	35百万円
計	444,002百万円	計	427,497百万円

「債権流動化借入金」は、割賦売掛金及びファイナンス・リース債権の流動化に伴い発生した債務であります。
「差入保証金」は、資金決済に関する法律第14条第１項等に基づき、発行保証金等として供託しております。
「販売用不動産」は、金融機関からの借入金の担保として質権が設定されております。

4. 投資有価証券のうち2,524百万円については、株券賃貸借契約を締結しております。

5. 偶発負債
　　債務保証

提携金融機関が行っている個人向けローンに係る顧客	218,481百万円
提携金融機関が行っている絵画担保融資に係る顧客	19百万円
家賃保証事業に係る顧客	360,474百万円
提携金融機関等が行っている不動産担保ローンに係る顧客	282,043百万円
提携金融機関が行っている住宅ローンに係る顧客	49,207百万円
計	910,226百万円

6. 貸出コミットメント

(貸手側)

当社グループは、ペイメント事業において、クレジットカード業務に附帯するキャッシングサービス及びカードローン業務、ファイナンス事業において、ローン業務を行っております。

当該業務及び関係会社に対する極度貸付における貸出コミットメントに準ずる貸出未実行額は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	3,954,116百万円
貸出実行残高	184,405百万円
差引額	3,769,711百万円

なお、上記の貸出コミットメントに準ずる契約においては、そのほとんどがクレジットカードの附帯機能であるキャッシングサービスとして当社の会員に付与しているものであるため、必ずしも貸出未実行額の全額が貸出実行されるものではありません。

(借手側)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行５行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約における貸出コミットメントに係る借入金未実行額は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	300,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	300,000百万円

(連結損益計算書に関する注記)

事業利益

事業利益は、一定の調整項目を税引前利益に加減算することにより算出しております。

調整項目は、収益費用の性質や発生頻度等を考慮のうえ、当社グループが業績の有用な比較情報を提供し、事業が管理されている方法を適切に反映するとの判断に基づき決定しております。

また、調整項目の内訳は次のとおりであります。

調整項目（その他の収益）	△5,068百万円
投資有価証券評価益（株式等）	△2,036百万円
固定資産売却益	△685百万円
固定資産交換差益	△2,335百万円
その他	△11百万円
調整項目（その他の費用）	1,276百万円
関係会社株式売却損	130百万円
非金融資産の減損損失	604百万円
固定資産売却損	117百万円
固定資産処分損	212百万円
その他	212百万円
調整項目（持分法による投資利益）	△21,989百万円
負ののれん発生益	△21,989百万円
金融資産に係る実効金利法適用による調整額（注）	△229百万円
合計	△26,010百万円

(注)主に融資事務手数料や取引費用等の実効金利調整の取り消しであります。

(持分法で会計処理されている投資)

(スルガ銀行株式会社との資本業務提携)

(1) 資本業務提携の内容

① 対象会社の名称　スルガ銀行株式会社（以下「スルガ銀行」という。）

② 取得日　2023年７月３日

③ 取得した議決権付資本持分の割合

取得後の議決権比率 15.70%

④ 目的及び理由

当社は、全国に存在する約3,500万（連結ベース）のクレジットカード会員顧客を抱えるペイメント事業を中核に、リース事業やファイナンス事業、そしてグローバル事業など、さまざまなビジネスにおいてグループ各社とのシナジーを強化していく一方、お客様に付加価値の高いサービスを提供するため、多種多様な企業との提携ネットワークの充実を図ることで、「総合生活サービスグループ」への転換を行っております。

スルガ銀行とはこれまでに、2023年２月６日より「つなぎ融資（クレディセゾン保証）」の取り扱いを開始する等の協業を行っておりましたが、近年、銀行、証券会社及び保険会社等の総合金融サービスを展開する競合他社の増加やBaaSの活用による銀行サービス提供が広がるなど、多種多様なプレーヤーとの差別化が求められる競争環境へと変化している中において、両社は、業態の枠を超えたお客様本位の新しいビジネスモデルの共創をしていくことが必要不可欠と考え、協業の検討を進め、資本業務提携を行うことに合意いたしました。

⑤ 資本業務提携の方法

両社は本提携を積極的に推進することを明確化するとともに、その実効性を高めるため、以下の内容で、相互に株式を取得しました。

当社は、スルガ銀行が実施する第三者割当による自己株式の処分により、スルガ銀行の普通株式35,089,000株（持分割合15.70%）、総額17,123百万円を取得しました。スルガ銀行は、当社が実施する第三者割当による自己株式の処分により、当社の普通株式8,224,700株（15,495百万円）を取得しました。

(2) 取得日における資産及び負債の公正価値、支払対価及び負ののれん

資産及び負債の公正価値　36,938百万円

支払対価　17,233百万円（注）1

負ののれん 19,705百万円（注）2

（注）1　取得関連費用を含んでおります。

2　持分法による投資利益に含まれております。負ののれん発生益は、株式時価総額が純資産価額を下回る水準であったことなどを要因として発生いたしました。

(3) 持分法適用したことによる利益への影響

当連結会計年度において、連結損益計算書に含まれるスルガ銀行への持分法による投資利益の金額は25,144百万円です。

当社はスルガ銀行に対して議決権の20%未満を保有し、持分法を適用しております。同行とは2023年5月18日に資本業務提携契約を締結しております。当該契約により、同行と当社は「不動産ファイナンス事業の共同展開」、「住宅ローン事業における連携」、「スルガ銀行によるセゾン支店の設立及び当社による銀行代理業の取得」、「セゾンプラチナ・ビジネスカードの共同事業化」などの重要な事業領域において協業で取り組むとともに、当社は同行に対して取締役候補者の指名権を保有しております。同行へは取締役を派遣するとともに、協業で取り組む事業においてはそれぞれが取締役を含む半数程度のメンバーを派遣して構成するステアリングコミッティ等を設置し運営しております。上記に加え、他の株主の保有割合及び当社が同行の筆頭株主であること等を総合的に勘案し、同行に対して重要な影響力を有していると判断しております。

(連結持分変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　185,444,772 株

2. 配当に関する事項

⑴ 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月21日定時株主総会	普通株式	10,948百万円	70円00銭	2023年3月31日	2023年6月22日

⑵ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議(予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月19日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	17,288百万円	105円00銭	2024年3月31日	2024年6月20日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

⑴ 金融商品に対する取組方針

当社グループは、ペイメント事業、リース事業、ファイナンス事業、不動産関連事業、グローバル事業、エンタテインメント事業を行っております。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、銀行借入れによる間接金融のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行、債権流動化による直接金融によって資金調達を行っております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当社では、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行っております。また、その一環として、金利スワップ等の活用によるデリバティブ取引も行っております。

⑵ 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主としてクレジットカード会員に対する割賦売掛金であり、会員の返済状況の悪化等によってもたらされる信用リスクに晒されております。当期の連結決算日現在における割賦売掛金のうち、多くはペイメント事業に対するものであり、当該事業を巡る経済環境（景気後退に伴う雇用環境、家計可処分所得、個人消費）等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

また、（営業）投資有価証券は、主に株式、投資信託及び組合出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金、社債及びコマーシャル・ペーパー等の有利子負債は、想定以上の金融情勢の変動や当社グループの格付けの引下げなど一定の環境の下で当社グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っており、金利の変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引にはALMの一環で行っている金利スワップ取引があります。当社グループでは、これらのヘッジ手段として、ヘッジ対象である借入金に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

⑶ 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社グループは、当社の信用リスクに関する管理諸規程に従い、継続的な債権内容の健全化に努めており、与信限度額、信用情報管理、内部格付けなど与信管理に関する体制を整備し、運営しております。これらの与信管理は、定期的に取締役会等を開催し、審議、報告を行っております。（営業）投資有価証券は、ALM委員会において、信用情報や公正価値の把握を定期的に行うことで管理しております。また、長期貸付金は、関係部門が与信先の信用リスク状況などについて定期的にモニタリングを行っております。デリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、契約不履行により生ずる信用リスクを回避するため、契約先を信用度の高い内外の銀行及び証券会社を相手として行っております。

② 市場リスクの管理

(ⅰ)金利リスクの管理

当社グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規則において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、取締役会において実施状況の把握、今後の対応等の協議を行っております。日常的には関係部門において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度（ギャップ）分析等によりモニタリングを行っております。なお、ALMにより、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップのデリバティブ取引も行っております。

(ⅱ) 価格変動リスクの管理

（営業）投資有価証券を含む投資商品については、ALM方針に基づき、投資案件について、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて価格変動リスクの軽減を図っております。また、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有している株式については、関係部門を通じて、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は関係部門を通じて、ALM委員会等において定期的に報告されております。

(ⅲ) デリバティブ取引

当社は、デリバティブ取引に関しては、取締役会で定められた社内管理規程に基づき、予め取締役会で承認された取引総枠、ヘッジ比率の範囲内で、所定の手続きを経て関係部門が執行しております。なお、主たるデリバティブ取引の状況は、四半期ごとに取締役会に報告しております。

また、連結子会社のデリバティブ取引については、各社が定めた管理規程に基づき行われております。取引期間中において、四半期ごとにデリバティブ取引と対応債権債務とのヘッジ状況、契約先、取引金額、残存期間、取引の公正価値を当社に報告することとしております。

(ⅳ) 市場リスクに係る定量的情報

当社グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「営業債権及びその他の債権」、「社債及び借入金」、「金利スワップ取引」であります。

当社グループでは、これらの金融資産及び金融負債について、期末後１年程度の合理的な予想変動幅を用いた当面１年間の損益に与える影響額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。当該影響額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、変動金利資産と変動金利負債の差額を金利ギャップ額として算定しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であることを仮定し、2024年３月31日現在、指標となる金利が１ベーシス・ポイント（0.01％）上昇したものと想定した場合には、税引前利益が３百万円増加し、１ベーシス・ポイント（0.01％）下落したものと想定した場合には、税引前利益が３百万円減少するものと把握しております。当影響額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

⑷ 金融商品の公正価値等に関する事項についての補足説明

金融商品の公正価値には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2. 金融商品の公正価値等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

公正価値ヒエラルキーに基づく分類

金融商品のうち、公正価値で測定又は公正価値が注記される金融資産及び金融負債について分析を行っております。

公正価値ヒエラルキーのレベルの定義は次のとおりであります。

レベル１：同一の資産又は負債に関する活発な市場における相場価格（無調整）

レベル２：レベル１以外の観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル３：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

⑴ 公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は次のとおりであります。

資産

① 現金及び現金同等物

これらは短期間で満期となるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 営業債権及びその他の債権

(a) 割賦売掛金

割賦売掛金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、公正価値は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、貸付金の種類及び期間に基づく区分ごとに、対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フロー期間を算定し、信用リスク等を控除したものを市場利子率（リスクフリーレート）で割り引いて公正価値を算定しております。延滞が発生している一部の割賦売掛金については、連結決算日における帳簿価額から現在の貸倒見積高を控除した金額が公正価値に近似していると想定されるため、当該価額をもって公正価値としております。

また、割賦売掛金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、公正価値は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を公正価値としております。

なお、将来の利息返還については、当該公正価値算定には反映しておりません。

(b) ファイナンス・リース債権

リース契約期間に基づく区分ごとに、元利金の将来キャッシュ・フロー期間を算定し、債務者の信用リスク等を控除したものを市場利子率（リスクフリーレート）で割り引いて公正価値を算定しております。

③ 営業投資有価証券及び投資有価証券

営業投資有価証券及び投資有価証券の公正価値について、上場株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格や取引金融機関から提示された価格、又は裏付資産の価値から合理的に算定される価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資については、組合財産を公正価値評価できるものには公正価値評価を行ったうえ、当該公正価値に対する持分相当額を組合出資金の公正価値とみなして計上しております。非上場株式の公正価値は、割引キャッシュ・フローに基づく評価技法、取引事例に基づく評価技法及び類似会社の市場価格に基づく評価技法等を用いて算定しております。非上場株式の公正価値測定にあたっては、加重平均資本コスト、株価収益率及び株価純資産倍率等の観察可能でないインプットを用いております。

④ その他の金融資産

デリバティブ及び短期投資は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債として、取引先金融機関から提示された価格に基づいて算定しております。また、デリバティブ及び短期投資以外については、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

① 営業債務及びその他の債務
これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 社債及び借入金
(a) 短期借入金
短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(b) コマーシャル・ペーパー
短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(c) 長期借入金
長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、信用スプレッドの変動の影響のみを考慮しております。現時点での信用スプレッドについては、当社グループが現時点での類似した条件で平均残余期間の借入金を新たに行う時に金融機関により提示されると思われる借入金の信用スプレッドを用いております。帳簿価額と公正価値との差額の算定方法は、信用スプレッドの変動による利息の差分を一定の期間ごとに区分し、各期間に相当する市場金利（リスクフリーレート）で割り引いて公正価値を算定しております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて公正価値を算定しております。

(d) 社債
当社の発行する社債のうち、公募債の公正価値は、市場価格（日本証券業協会が定める公社債店頭売買参考統計値）によっております。当社の発行する私募債は、当社の主要取引銀行が相対で引受けたものであり、公正価値の計算は(c)長期借入金と同等の方法で算定しております。

(e) 債権流動化借入金
債権流動化借入金の公正価値は、当社の信用力の変動の影響を受けないと考えられることから、市場金利の変動による公正価値変動の影響のみを算定しております。一定の期間ごとに区分した当該債権流動化借入金の元利金の合計額を同様の債権流動化借入において想定される利率で割り引いて公正価値を算定しております。

③ その他の金融負債
デリバティブについては、「資産　④その他の金融資産」に記載しております。また、デリバティブ以外については、短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④ 金融保証負債
契約上の保証料の将来キャッシュ・フローを算定し、債務者の信用リスク等を控除したものを現在価値に割り引いたものを公正価値としております。
なお、偶発負債の保証契約額は、918,710百万円であり、連結財政状態計算書上に金融保証負債として8,484百万円計上しており、公正価値は26,097百万円（資産）であります。

⑵ 公正価値で測定されている金融商品

公正価値で測定されている金融商品の公正価値及び公正価値ヒエラルキーのレベル別内訳は次のとおりであります。

（単位　百万円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
資産				
純損益を通じて公正価値で測定				
営業債権及びその他の債権	－	22,782	－	22,782
営業投資有価証券	－	67	79,716	79,783
投資有価証券	－	5,474	24,602	30,076
その他の金融資産	－	5,238	－	5,238
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品				
投資有価証券	55,661	2,325	1,198	59,184
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品				
営業債権及びその他の債権	－	－	3,719	3,719
合計	55,661	35,887	109,236	200,786
負債				
純損益を通じて公正価値で測定				
その他の金融負債	－	1,552	－	1,552
合計	－	1,552	－	1,552

⑶ レベル３に区分される金融商品に関する定量的情報

レベル３に区分される金融商品の公正価値測定の重大な観察不能インプットは次のとおりであります。

	公正価値（百万円）	評価技法	観察不能インプット	レンジ
純損益を通じて公正価値で測定				
営業投資有価証券	69,981	収益還元法	還元利回り	3.40%～5.20%
		純資産価値	－	－
投資有価証券	23,552	割引キャッシュ・フロー	加重平均資本コスト	3.66%～11.90%
		類似会社の市場価格	株価収益率	13.1倍～26.8倍
			株価純資産倍率	1.1倍～2.5倍
		純資産価値	－	－
その他の包括利益を通じて公正価値で測定				
営業債権及びその他の債権	3,719	割引キャッシュ・フロー	割引率	2.12%～12.17%
投資有価証券	1,198	純資産価値	－	－
合計	98,451			

（注）１.営業投資有価証券は、主として不動産に係るファンドに対する出資で構成されております。

２.投資有価証券は、主として非上場株式、非上場株式に係るファンドに対する出資で構成されております。

３.上表の評価技法以外に、取引事例法等を使用している銘柄があります。

⑷　レベル３に区分される金融商品の期首残高から期末残高への調整表
レベル３に区分される金融商品の公正価値測定の調整表は次のとおりであります。

（単位　百万円）

	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	合計
期首残高	83,360	3,406	86,766
利得及び損失（△）合計	3,483	△323	3,159
純損益（注）１	3,483	△326	3,157
その他の包括利益	－	2	2
購入	26,530	2,947	29,477
売却	△10,607	△1,111	△11,719
その他	1,551	－	1,551
期末残高	104,318	4,917	109,236
報告期間末に保有している資産について純損益に計上された当期の未実現損益の変動（注）１	1,996	142	2,138

（注）１.連結損益計算書の「ペイメント事業収益」「ファイナンス事業収益」「不動産関連事業収益」「グローバル事業収益」「その他の収益」及び「金融資産の減損」「その他の費用」に含まれております。

⑸　評価プロセス
レベル３に分類された金融商品についての評価及び手続の決定は、独立した管理部門により行われており、評価モデルを含む公正価値測定については、投資先の事業内容、事業計画の入手可否及び類似上場企業等を定期的に確認し、その妥当性を検証しております。

⑹　レベル３に区分される公正価値測定の感応度分析
レベル３に区分される公正価値測定については、その公正価値が市場において観察不能な価格やレート等のインプットに基づいた評価技法によって測定されます。以下の感応度分析は、連結財政状態計算書において公正価値で測定されているレベル３に区分される金融資産の公正価値測定の観察不能なインプットを合理的な可能性のある範囲で変化させた場合の純損益及びその他の包括利益に及ぼす影響を表しております。感応度分析の実施方法は金融商品の種類ごと及びその時点の市場環境等により判断され、評価技法ごとの重要な仮定の変動は次のとおりであります。

・収益還元法においては還元利回りを±0.5%の範囲
・割引キャッシュ・フローにおいては加重平均資本コストを±１%の範囲
・類似会社の市場価格においては株価純資産倍率を±0.1倍・株価収益率を±1.0倍の範囲

なお、上記以外の技法を用いる「営業投資有価証券」、「投資有価証券」及び「営業債権及びその他の債権」のレベル３に区分される公正価値測定において、観察不能なインプットを合理的に考え得る代替的な仮定を反映するように変更した場合に見込まれる公正価値の増減が重要でないものは下記の表に含めておりません。

（単位　百万円）

	公正価値合計	純損益への影響		その他の包括利益への影響	
		有利な変化	不利な変化	有利な変化	不利な変化
純損益を通じて公正価値で測定					
営業投資有価証券	13,301	4,882	△3,815	－	－
投資有価証券	8,693	1,165	△918	－	－

⑺　公正価値で測定されていない金融商品

公正価値で測定されていない金融商品の公正価値及び公正価値ヒエラルキーのレベル別内訳は次のとおりであります。なお、公正価値と帳簿価額が近似しているものは下記の表に含めておりません。

（単位　百万円）

	公正価値				帳簿価額合計
	レベル１	レベル２	レベル３	合計	
資産					
営業債権及びその他の債権	－	2,132,890	1,238,044	3,370,935	3,318,070
合計	－	2,132,890	1,238,044	3,370,935	3,318,070
負債					
金融保証負債（△は資産）	－	－	△26,097	△26,097	8,484
社債及び借入金	－	3,030,594	－	3,030,594	3,048,797
合計（△は資産）	－	3,030,594	△26,097	3,004,496	3,057,281

(投資不動産に関する注記)

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、投資不動産を有しております。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項　（単位　百万円）

連結財政状態計算書計上額	公正価値
144,586	176,606

（注）1.連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2.期末の公正価値は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解

顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益の内訳は次のとおりであります。

（単位　百万円）

	顧客との契約から認識した収益	その他の源泉から認識した収益	合計
ペイメント事業収益	147,961	84,804	232,765
リース事業収益	－	12,542	12,542
ファイナンス事業収益	2,020	56,482	58,502
不動産関連事業収益	49,450	6,930	56,380
グローバル事業収益	582	24,454	25,036
エンタテインメント事業収益	32,174	－	32,174
金融収益	－	2,915	2,915
合計	232,188	188,129	420,317

その他の源泉から認識した収益には、IFRS第９号に基づく利息及び配当収益等や、IFRS第16号に基づくリース収入が含まれております。

なお、利息及び配当収益等については、IFRS第９号に基づき、また、リース事業から生じる収益及び不動産関連事業のうち不動産賃貸に係る収益は、IFRS第16号に基づいて収益計上しております。IFRS第９号に基づく収益は171,694百万円、IFRS第16号に基づく収益は16,434百万円であります。

２. 契約残高

契約残高の内訳は次のとおりであります。

（単位　百万円）

	期首 (2023年４月１日)	期末 (2024年３月31日)
顧客との契約から生じた債権 　営業債権及びその他の債権	110,342	113,997
契約負債	8,651	7,791

当社グループにおいて、主として契約負債として計上されているものは、カード年会費収益の繰延であります。当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものは6,968百万円であります。

なお、当連結会計年度に認識した収益のうち、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から生じたものはありません。

３. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が１年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(１株当たり情報に関する注記)

1. １株当たり親会社所有者帰属持分　4,323円36銭

2. 基本的１株当たり当期利益　453円08銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（2023年４月１日から
2024年３月31日まで）

（単位　百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
2023年４月１日 期首残高	75,929	82,497	1,519	84,017	3,020	308,455	51,849	363,324	△62,383	460,887
事業年度中の変動額										
別途積立金の積立						19,000	△19,000	－		－
会社分割による減少							△428	△428		△428
剰余金の配当							△10,948	△10,948		△10,948
当期純利益							35,924	35,924		35,924
自己株式の取得			0	0					△1	△1
自己株式の処分			△2,177	△2,177					17,723	15,546
利益剰余金から資本剰余金へ振替			656	656			△656	△656		－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										－
事業年度中の変動額合計	－	－	△1,519	△1,519	－	19,000	4,891	23,891	17,721	40,092
2024年３月31日　期末残高	75,929	82,497	－	82,497	3,020	327,455	56,740	387,215	△44,662	500,980

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2023年４月１日　期首残高	22,924	△128	22,796	483,683
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立				－
会社分割による減少				△428
剰余金の配当				△10,948
当期純利益				35,924
自己株式の取得				△1
自己株式の処分				15,546
利益剰余金から資本剰余金へ振替				－
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	8,558	148	8,707	8,707
事業年度中の変動額合計	8,558	148	8,707	48,800
2024年３月31日　期末残高	31,483	19	31,503	532,483

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

⑴ 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

その他の関係会社有価証券　匿名組合への出資（金融商品取引法第第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

市場価格のない株式等以外のもの　時価法
（評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。また、売却原価については、移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等　移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

⑵ デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ　時価法

⑶ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品　個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品　最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産
(リース資産を除く)　定額法
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

⑵ 無形固定資産
(リース資産を除く)　定額法
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、ソフトウエアについては利用可能期間（５年、10年又は15年）に基づく定額法によっております。

⑶ リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

⑷ 長期前払費用　均等償却によっております。なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

3. 引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金
割賦売掛金等の諸債権及びリース投資資産の貸倒損失に備えるため、一般債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき引き当てており、破産更生債権等については、回収不能見込相当額を計上しております。

⑵ 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度における負担額を計上しております。また、賞与の一部に株価連動型報酬制度を設けており、株価に当社の定める一定の基準に従って算定された数を乗じた額を計上しております。

⑶ 役員賞与引当金
役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

⑷ 利息返還損失引当金
将来の利息返還の請求に備え、過去の返還実績等を勘案した必要額を計上しております。

⑸ 商品券回収損失引当金
当社が発行する商品券等の未回収分について、一定期間経過後に収益計上したものに対する将来の引換請求に備えるため、過去の回収実績を勘案した必要額を計上しております。

⑹ 債務保証損失引当金
債務保証のうち提携金融機関が行っている個人向けローン等及び、家賃保証事業に係る債務保証について将来発生する危険負担に備えるため、将来発生すると見込まれる損失見込額を、実績率等を勘案して債務保証損失引当金として計上しております。

⑺ ポイント引当金
クレジットカードの利用促進を目的としてカード会員に提供しているポイント制度における将来の交換費用の支出に備えるため、交換実績等に基づき将来発生すると見込まれる交換費用負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準
収益の計上は次の方法によっております。

(a) ペイメント事業
ペイメント事業は、カードショッピング、カードキャッシング、証書ローン、プロセシング・他社カード代行、業務代行などのサービスを提供しております。各サービスの収益認識基準は次のとおりであります。

① カードショッピング

(ⅰ) 加盟店手数料
顧客である加盟店との契約に基づき、役務の提供が完了し、履行義務が充足されるクレジットカード利用時に収益を認識しております。

(ⅱ) 顧客手数料
主にカード会員がリボルビング払い等の利用に応じて発生する手数料であり、残債方式又は7・8分法にて収益を認識しております。

(ⅲ) 年会費等
顧客であるカード会員との契約に基づき、会費の期間に応じて履行義務が発生するため、期間に応じて収益を認識しております。

② カードキャッシング
当社が発行するクレジットカード又はローン専用カードによるカード会員のキャッシング利用に応じて発生する手数料であり、残債方式にて収益を認識しております。

③　証書ローン
　当社がカードキャッシング以外で直接会員又は顧客に金銭を貸し付ける取引から生じる手数料であり、残債方式にて収益を認識しております。

④　プロセシング・他社カード代行及び業務代行
　プロセシング・他社カード代行は、当社がプロセシング業務や当社ATM機の利用について提携している業務であり、提携会社より手数料を得ております。また、業務代行はカードプロセシングであり、こちらも提携会社より手数料を得ております。これらの手数料については、契約ごとに役務の提供が完了した際に履行義務が充足されるため、その時点で収益を認識しております。

(b) リース事業
①　リース
　当社が顧客に行うリース取引から生じる手数料であり、売上高を計上せずに利息相当額を各期へ配分する方法にて収益を認識しております。

②　個別信用購入あっせん
　当社が顧客に行う個別信用購入あっせん取引から生じる手数料であり、７・８分法にて収益を認識しております。

③　各種ローン
　当社が直接顧客に金銭を貸し付ける取引から生じる手数料であり、残債方式にて収益を認識しております。

(c) ファイナンス事業
①　信用保証
　提携金融機関が行っている融資に関して、当社が債務を保証する取引から生じる手数料であり、残債方式にて収益を認識しております。

②　ファイナンス関連
　当社が直接顧客に金銭を貸し付ける取引から生じる手数料及び債権管理業務等から生じる手数料で構成されております。当社が直接顧客に金銭を貸し付ける取引から生じる手数料は、残債方式又は７・８分法にて収益を認識しております。債権管理業務等から生じる手数料は、契約ごとに役務の提供が完了した際に履行義務が充足されるため、その時点で収益を認識しております。

　上記のうち、利息及びリース収益等を除く収益については、以下の５ステップアプローチに基づき、顧客への財又はサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。
　ステップ１：顧客との契約を識別する。
　ステップ２：契約における履行義務を識別する。
　ステップ３：取引価格を算定する。
　ステップ４：取引価格を契約における履行義務へ配分する。
　ステップ５：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

なお、これらのビジネスから生じる収益については、顧客との契約に基づき計上しており、変動対価等を含む収益の額に重要性はありません。また、約束した対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) ヘッジ会計の処理

ヘッジ会計の要件を満たす取引については繰延ヘッジ処理及び時価ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。また、振当処理の要件を満たす為替予約については、振当処理によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(表示方法の変更に関する注記)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

貸倒引当金（流動）	41,729百万円
有形固定資産	15,002百万円
無形固定資産	123,979百万円
繰延税金資産	30,666百万円
貸倒引当金（固定）	9百万円
利息返還損失引当金（流動）	4,121百万円
債務保証損失引当金	7,348百万円
ポイント引当金	127,947百万円
利息返還損失引当金（固定）	10,083百万円

重要な会計上の見積り及び仮定

計算書類の作成に当たって、当社は、将来に関する見積り及び仮定の設定を行っております。会計上の見積りの結果は、その性質上、関連する実際の結果と異なる場合があります。翌事業年度における資産や負債の帳簿価額に重要な影響を生じさせるようなリスクを伴う見積り及び仮定は次のとおりであります。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが５類へ移行されたことに伴い、経済活動の回復、個人消費の持ち直しの動きが続いてはおりますが、新型コロナウイルス感染症対策として実施された実質無利子・無担保融資の返済が本格的に開始となり、また、企業倒産も増加していることから、今後も当社の保有する債権に対する信用リスクの悪化に伴う損失は増加していくものと考えられます。この影響は2029年３月期まで及ぶものと予想し、業績の悪化に備えるよう貸倒引当金の会計上の見積を必要に応じて見直しております。

当該見積りは、現時点での最善の見積りであると判断しておりますが、見積りに使用した仮定の不確実性は高く、今後の新型コロナウイルス感染症の状況やそれに伴う経済状況の変化が発生した場合には、翌年度以降の計算書類において、当該見積りを見直す可能性があります。

なお、下記に記載されているもの以外の項目につきましては、連結注記表「会計上の見積りに関する注記」をご覧ください。

⑴ 貸倒引当金

割賦売掛金等の諸債権及びリース投資資産については、貸倒損失に備えるため貸倒引当金を計上しております。

貸倒引当金は、債権を一般債権、要注意先債権、破産更生債権等に区分し、一般債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率に基づき、破産更生債権等については、回収不能見込相当額を計上しております。

算出した貸倒実績率や回収不能相当額など、これらの見積り及び仮定は、前提とした状況が変化すれば、貸倒損失の金額が著しく異なる可能性があります。

⑵ 債務保証損失引当金

債務保証のうち提携金融機関が行っている個人向けローン等及び家賃保証事業等に係る債務保証について将来発生する危険負担に備えるため、将来発生すると見込まれる損失見込額を実績率等を勘案して債務保証損失引当金として計上しております。これらの見積り及び仮定は、前提とした状況の変化等により、来期以降の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 割賦売掛金

割賦売掛金残高の内訳

部門別	期末残高
ペイメント事業	
包括信用購入あっせん	1,267,103百万円
業務代行	107,060百万円
ペイメント関連	379百万円
リース事業	
リース	84,573百万円
ファイナンス事業	
信用保証	1,159百万円
ファイナンス関連	3,465百万円
計	1,463,740百万円

2. 営業貸付金

営業貸付金残高の内訳

部門別	期末残高
ペイメント事業	
カードキャッシング	174,909百万円
証書ローン	2,097百万円
リース事業	
証書ローン	106百万円
ファイナンス事業	
ファイナンス関連	959,907百万円
計	1,137,021百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額　16,232百万円

4. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産		担保に係る債務	
種類	期末残高	種類	期末残高
割賦売掛金 営業貸付金 リース投資資産	105,500百万円 109,787百万円 42,358百万円	1年内返済予定の債権流動化借入金 債権流動化借入金	27,456百万円 231,126百万円
差入保証金	200百万円	その他（流動負債）	116百万円
計	257,845百万円	計	258,699百万円

「債権流動化借入金」は、割賦売掛金、営業貸付金及びリース投資資産の流動化に伴い発生した債務であります。

「差入保証金」は、資金決済に関する法律第14条第１項に基づき、発行保証金として供託しております。

5. 投資有価証券のうち2,524百万円については、株券貸借契約を締結しております。

6. 偶発債務

⑴ 債務保証

提携金融機関が行っている個人向けローンに係る顧客	219,296百万円
提携金融機関が行っている住宅ローンに係る顧客	49,207百万円
提携金融機関が行っている絵画担保融資に係る顧客	19百万円
家賃保証事業に係る顧客	365,763百万円
計	634,286百万円

⑵ 連帯債務

会社分割により㈱コンチェルトに承継した預り保証金等に関し返還義務が生じた場合の債務について債権者に対し連帯債務を負っておりますが、負担割合は㈱コンチェルト100%とすることで同社と合意しており、貸借対照表に連帯債務の金額は計上しておりません。

なお、当事業年度末における連帯債務残高は、424百万円であります。

7. 関係会社に対する金銭債権・債務（区分表示されているものを除く）

金銭債権	97,962百万円
金銭債務	9,648百万円

8. 貸出コミットメント

(貸手側)

当社は、ペイメント事業において、クレジットカード業務に附帯するキャッシングサービス及びカードローン業務、ファイナンス事業において、ローン業務を行っております。

当該業務及び関係会社に対する極度貸付における貸出コミットメントに準ずる貸出未実行額は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	4,497,329百万円
貸出実行残高	635,952百万円
差引額	3,861,376百万円

なお、上記の貸出コミットメントに準ずる契約においては、そのほとんどがクレジットカードの附帯機能であるキャッシングサービスとして当社の会員に付与しているものであるため、必ずしも貸出未実行額の全額が貸出実行されるものではありません。

(借手側)

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行５行と貸出コミットメント契約を締結しております。これらの契約における貸出コミットメントに係る借入金未実行額は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	300,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	300,000百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 部門別取扱高

部門別	取扱高	(うち元本取扱高)
ペイメント事業		
包括信用購入あっせん	5,687,693百万円	(5,687,236百万円)
カードキャッシング	161,390百万円	
証書ローン	2,335百万円	
業務代行	3,017,818百万円	
ペイメント関連	220,557百万円	(220,551百万円)
リース事業		
リース	146,819百万円	(145,463百万円)
ファイナンス事業		
信用保証	132,485百万円	
ファイナンス関連	942,324百万円	
不動産関連事業		
不動産	105百万円	
計	10,311,531百万円	

2. 関係会社との取引高

営業収益	27,106百万円
営業費用	7,860百万円
営業取引以外の取引高	4,932百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	20,789,345株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

ソフトウエア	59百万円
資産除去債務	134百万円
投資有価証券	903百万円
関係会社株式	5,338百万円
貸倒引当金	10,098百万円
利息返還損失引当金	4,349百万円
未払費用	575百万円
未払事業税	421百万円
ポイント引当金	39,177百万円
債務保証損失引当金	2,250百万円
その他の引当金	1,699百万円
契約負債	2,178百万円
繰延ヘッジ損失	89百万円
その他	2,645百万円
繰延税金資産小計	69,919百万円
評価性引当額	△25,511百万円
繰延税金資産合計	44,408百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	13,642百万円
繰延ヘッジ利益	98百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	13,741百万円
繰延税金資産の純額	30,666百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.12%
住民税均等割	0.16%
受取配当金等の益金不算入	△3.36%
評価性引当額の増減	△3.64%
子会社合併による影響	△0.42%
その他	△0.84%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.64%

(関連当事者との取引に関する注記)

（単位　百万円）

種類	会社名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱セゾンファンデックス	直接100.0%	役員の兼任	資金の貸付 (注１)	82,300	関係会社 短期貸付金	268,600
子会社	㈱セゾンリアルティ	直接100.0%	役員の兼任	資金の貸付 (注１)	100	関係会社 短期貸付金	174,746
						関係会社 長期貸付金	13,154
				利息の受取 (注１)	2,625	－	－
関連会社	㈱セブンＣＳカードサービス	直接 49.0%	役員の兼任	加盟店精算及び割賦売掛金の回収 (注２)	679,192	割賦売掛金	38,807

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1.貸付の利率については、市場金利等を勘案して決定しております。

2.加盟店精算及び割賦売掛金の回収に係る委託料は、市場価格等を勘案して決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4.　収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(１株当たり情報に関する注記)

1. １株当たり純資産額　　3,233円93銭

2. １株当たり当期純利益　　221円60銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。